

確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

○厚生労働省告示第九十九号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、令和七年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿